

【埼玉・美里地区のお客さま各位】

## ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で当社のガスをお使いのお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

### 対象契約種別

一般ガス供給契約、家庭用ガスセントラルヒーティング契約、家庭用コーポレートガスシステム契約、空調夏期契約、小型空調契約、業務用契約、ガス灯契約

### 変更のポイント

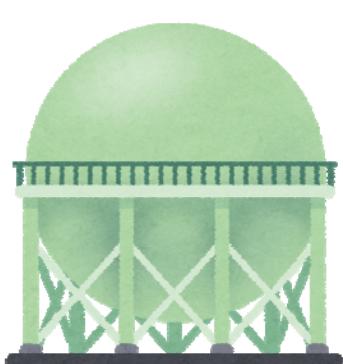
- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者としての本庄ガスが別途定める契約条件に基づき、本庄ガスに申し込みをしていただくこととなります。
- ③ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)
- ④ 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上の開示その他当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ 原料費調整制度に関する平均原料価格の上限（基準平均原料価格の 1.6 倍）を撤廃しました。
- ⑥ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。  
また、当社事務所でも閲覧可能です。

※**上記変更内容をご承諾いただけた場合は、特段のお手続きは不要です。**

**また、ガスの基本料金、基準単位料金に変更はありません。**

変更内容にご承諾いただけない場合、ご不明な点がある場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。



 本庄ガス株式会社

住所 埼玉県本庄市早稲田の杜 1-5-20

【窓口】

本庄ガスお客さまサービスグループ

TEL : 0495-24-2341 (代表)

0495-71-6572 (直通)

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝を除く)

# 都市ガス小売の全面自由化について



Q. 都市ガスの自由化ってなに？

2017年4月から、自由に都市ガスの  
購入先を選べるようになります

これまで本庄ガス供給区域内の皆さまは、本庄ガス以外に都市ガスの購入先を選ぶことは出来ませんでした。これは、都市ガスを安定的に国民に届けるためとして「ガス事業法」という法律に定められていたからです。都市ガスの自由化によってこの規制がなくなり、お客さまは自由に都市ガス会社を選ぶことが出来るようになります。

Q. 自由化してもガスの安全は大丈夫？

都市ガスの保安・管理は、

これまでどおり本庄ガスが行います。

都市ガスはなんといっても安全が最優先。改正された新しいガス事業法の下でも、ガス管の点検や災害時の緊急対応などは、これまでと同じように、本庄ガスが一般ガス導管事業者として責任を持って行うこととなります。また、仮にガスを小売する販売会社が倒産するなどのトラブルが起こった際でも、お客さまが確実にガス供給を受けられるようにする最終保障供給の制度も、新たに定められました。この場合、お客さまは一般ガス導管事業者としての本庄ガスから、直接ガスの供給を受けることとなります。



平成29年4月以降も引き続き本庄ガスをお使いいただける場合、  
お手続等は必要ありません。

## (ご参考) ご契約内容の概要について

### ■ 料金単価表 (一般のご家庭で契約される場合の一般契約・選択契約)

| 名称                         | 適用条件   | 区分                     | 基本料金<br>(円／月) | 基準単位料金<br>(円／m <sup>3</sup> ) |
|----------------------------|--|------------------------|---------------|-------------------------------|
| 一般ガス供給<br>契約               | なし   | A ~18 m <sup>3</sup>   | 810.00        | 145.41                        |
|                            |  | B ~162 m <sup>3</sup>  | 1,004.40      | 134.96                        |
|                            |  | C 162 m <sup>3</sup> ~ | 3,011.04      | 122.64                        |
| 家庭用ガスセ<br>ントラルヒー<br>ティング契約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用住宅、もしくは併用住宅に使用していること</li> <li>・ ガス温水床暖房、浴室乾燥機、セントラルヒーティングシステムのいずれかをご使用の場合</li> <li>・ ご使用のガスマーターが16m<sup>3</sup>以下であること</li> <li>・ 1年契約(季節使用ではご契約いただけません)</li> </ul> | A ~18 m <sup>3</sup>   | 810.00        | 145.41                        |
|                            |  | B ~37 m <sup>3</sup>   | 1,004.40      | 134.96                        |
|                            |  | C ~139 m <sup>3</sup>  | 1,620.00      | 118.41                        |
|                            |  | D 139 m <sup>3</sup> ~ | 3,920.40      | 101.93                        |
| 家庭用コージ<br>エネレーショ<br>ンシステム  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス発電機の定格発電出力が 500W 以上～5KW 未満</li> <li>・ 専用住宅であること</li> <li>・ ご使用のガスマーターが16m<sup>3</sup>以下であること</li> </ul>   | A ~18 m <sup>3</sup>   | 810.00        | 137.80                        |
|                            |  | B ~46 m <sup>3</sup>   | 1,134.00      | 120.38                        |
|                            |  | C ~93 m <sup>3</sup>   | 1,836.00      | 105.30                        |
|                            |  | D 93 m <sup>3</sup> ~  | 3,348.00      | 89.04                         |

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 30 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（早収料金の 3 %）が翌々月の料金に付加されます。
- 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- 選択契約は、お客さまによる申し込みの後、当社が承認して適用となります。契約締結の際には、お客さまのお宅に伺う場合があります。
- 実際に適用する単価（調整単位料金、単位円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。なお、これまで平均原料価格は基準平均原料価格の 1.6 倍を上限として調整計算を行ってきましたが、平成 29 年 4 月 1 日以降はその上限が撤廃されます。
- ガス料金は、基本料金 + （ご使用になったガス量（単位m<sup>3</sup>）×調整単位料金）で計算されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。（ URL : <http://www.honjogas.co.jp/> ）

## ● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。また、本庄ガスはガス小売事業者と一般ガス導管事業者という、二つの顔を持つこととなります。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣への届出や認可を経てガス料金を設定していましたが、今後は原則として当社が独自にガス料金を設定していくこととなります※。  
※お客様が確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。これはガス小売契約のクーリング・オフや、ガス小売事業者の倒産などにより、いずれのガス小売事業者とも契約を結んでいない状態になった場合、ガス導管事業者から直接ガスの供給を受けることが出来るようになる制度です。
- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に書面の交付等によりご説明を行います。
- ・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客様の都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。
- ・ 「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。
- ・ 当社はこの度の都市ガス小売全面自由化を受け、お客様にお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく努めてまいります。
- ・ 今後とも、本庄ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(注) なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、**

**本庄ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

### ■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することができます。お客様は、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

### ■ ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて

お客様が現在お住まいの場所におけるガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に切り替える場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。

**契約種別、料金区分、基本料金、基準単位料金等は、これまでと変わりません。このお知らせは料金改定に関わるものではありません。**